

[事案 29-362] 入院・手術給付金支払請求

・平成 30 年 7 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

約款上「新たな入院」とみなされるための要件を満たしていないことを理由に給付金が支払われないことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

くも膜下出血等により入院し、平成 26 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、1 入院あたりの支払限度日数である 60 日分の入院給付金を受け取った。

その後、誤嚥性肺炎等を理由として引き続き入院したので、入院給付金を請求したところ、直前の入院と医学上重要な関係がある入院であるとして入院給付金が支払われなかったが、直前の入院とは原因が異なるので、「1 回の入院」の支払限度日数である 60 日分の入院給付金を支払って欲しい。

<保険会社の主張>

誤嚥性肺炎については、直前の入院中に発症したものであり、二つの入院は医学上重要な関係のある「1 回の入院」に該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。